

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：保育士（フルタイム）子育て総合支援センター】

令和6年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人<週38時間45分勤務>

2 募集職種 保育士（フルタイム）

3 業務内容

子育て総合支援センター事業における業務全般

- (1) 子育て総合支援センター内外で行う子育て支援
- (2) センターの見守り、電話・窓口対応業務
- (3) パソコンを使った資料作成、データ入力業務等
- (4) 発達上支援を必要とする子どもとその保護者に対する保育及び保護者支援

4 募集対象

- (1) 発達上支援を必要とする子どもの保育及びセンターの見守り、窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- (2) 保育士資格を有する者
- (3) パソコン（ワード・エクセル）の基本的な操作が行えること
- (4) 運転免許取得後1年経過する者

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時募集

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③保育士資格証の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】月曜日、第4日曜日を除く午前9時～午後5時

【連絡先】大津市福祉部子ども未来局子育て総合支援センター

「会計年度任用職員採用担当者」まで 電話番号：077-528-2525

7 選考日時及び選考会場

随時 子育て総合支援センター

※時間等詳細は、別途連絡いたします。

8 選考方法

面接試験

※上記 6 に記載の書類を選考当日にお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考後一週間以内に合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

| | |
|------|--|
| 任用期間 | 任用日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。(4 回まで、最長 5 年度) 採用後 1 ヶ月(実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで)を条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。 |
| 勤務地 | 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 3 階 子育て総合支援センター (※中南部つどいの広場「ほっぺ」(膳所児童館内)への勤務の場合もあります。) |
| 勤務日 | 週 5 日(火曜日～日曜日) |
| 休日 | 変則による週休 2 日シフト制【原則、月曜日(祝日の場合は翌日)、第 4 日曜日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)】 |
| 休暇 | 年次有給休暇 1 年目 10 日(任用期間に応じて付与) 特別休暇あり(要件あり) |
| 勤務時間 | 週 38 時間 45 分勤務(1 日 7 時間 45 分×週 5 日) 8 時 40 分～17 時 25 分 休憩 60 分 |
| 基本給 | 週 38 時間 45 分勤務 月額 216,590 円 ～ 239,580 円(地域手当含む) 資格取得後の業務経験によって決定します。 採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。 |
| 諸手当 | 期末勤勉手当 年 2 回 年間最大 4.50 月分、支給基準に沿って在職期間に応じた割合で支給します。 通勤手当相当(片道 2km 以上の場合、上限月 55,000 円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。 退職手当(月 18 日以上勤務月が連続 6 ヶ月を超えると、7 ヶ月目より退職手当の支給対象となり、雇用保険の適用除外となります。6 ヶ月までは雇用保険の対象です。) |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(6 ヶ月まで) ※令和 4 年 10 月から、フルタイム 1 年目(12 ヶ月まで)は健康保険についてのみ、共済組合員(短期・福祉事業のみ対象)となっております。フルタイム会計年度任用職員として雇用された時点から、月 18 日以上勤務月が連続 12 ヶ月を超えると、13 ヶ月目から共済組合員(長期給付も適用対象)となります。 |

| | |
|------|---|
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 |
| 福利厚生 | 大津市勤労者互助会に加入（任意）する場合、入会金全額及び月会費の半額は市で負担します。 12ヶ月以降は、共済組合員（長期適用）となった場合は、大津市職員互助会に加入（全員）します。 |
| その他 | 給与等支給日：当月20日 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。 |